

# コマツ教習所株式会社 愛知センタ

〒491-0028 愛知県一宮市朝日 1-4-1

令和6年 令和7年  
4月～3月



技能講習

特別教育

安全衛生教育

免許教習

臨時開催・出張講習等(技能講習・免許教習を除く)はご相談ください。

※ご希望にあわせ検討させていただきます。

PC  
スマホ  
から

24時間いつでも  
予約OK! 先着順

コマツ教習所 愛知センタ 検索

<https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/aichi/>

予約 ▶ 必要書類の提出 ▶ 受講票の受け取り ▶ 受講料の振り込み

愛知県の北西部（尾張地方）に位置する一宮市で講習を行っている当センタは、比較的利便性の良い場所に位置しております。ニーズに合った講習を選んで頂けるよう、技能講習や免許運転実技教習の他、各種特別教育、および安全衛生教育を多数実施しております。経験豊富な講師陣による親切丁寧な指導、安心して受講頂ける環境のなか、スタッフ一同お待ちしております。



## アクセス

- 電車でお越しの方
  - 一宮総合駅構内バスターミナルより「江南駅・江南団地」行（4番のりば）乗車、「浜町5丁目」（約10分）で下車後、徒歩約300m
- 車でお越しの方
  - 名神高速道「一宮インター」から約4.7km
  - 名古屋高速「一宮東インター」から約3.5km
  - 東海北陸道「一宮木曾川インター」から約5.1km

●宿泊のご案内 当センタでの受講に便利な宿泊施設は下記のとおりです。宿泊をご希望の方は、直接ご予約をお願いします。

●ホテルルートイン 一宮駅前（一宮駅周辺、当センタより車で15分）	〒491-0912 愛知県一宮市新生1-2-11	Tel 0586-47-7601
●一宮パークホテル（一宮駅周辺、当センタより車で10分）	〒491-0851 愛知県一宮市大江2-8-10	Tel 0586-73-8900
●一宮シティホテル（当センタより車で5分）	〒491-0861 愛知県一宮市泉2-21-1	Tel 0586-73-3700

# 受講要件等と受講費用

※すべて消費税込みの金額です。

技能講習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)	助成金 対象
<b>車両系建設機械 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)</b> 登録番号：第1239号 	14H	2日	■大型特殊自動車免許を有する方 ■不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育又は最大積載量1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、 <b>その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方</b> ※「 <b>従事した経験を有する方</b> 」の必要書類を下記で説明	46,800	2,200	49,000	○
	18H	3日	■機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育又は最大積載量が1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、 <b>その運転業務に6か月以上従事した経験を有する方</b> ※「 <b>従事した経験を有する方</b> 」の必要書類を下記で説明	51,800	2,200	54,000	○
	38H	5日	■受講要件はありません	102,800	2,200	105,000	○
<b>車両系建設機械(解体用)</b> 登録番号：愛基登録教習機 第1232号 	5H	1日	■車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習を修了された方	20,800	2,200	23,000	○
<b>フォークリフト</b> 登録番号：愛基登録教習機 第1241号 	11H	2日	■大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大荷重1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、 <b>その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方</b> ※「 <b>従事した経験を有する方</b> 」の必要書類を下記で説明	25,800	2,200	28,000	-
	31H	4日	■自動車免許(普通以上)を有する方	40,800	2,200	43,000	-
	35H	5日	■受講要件はありません	47,800	2,200	50,000	-
<b>不整地運搬車</b> 登録番号：愛基登録教習機 第1238号 	11H	2日	■大型特殊自動車免許を有する方 ■車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習を修了された方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育又は最大積載量1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、 <b>その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方</b> ※「 <b>従事した経験を有する方</b> 」の必要書類を下記で説明 ■2級の建設機械施工管理技術検定-第2次検定(第2~6種)合格者 ■1級の建設機械施工管理技術検定-第2次検定(トラクター系以外)合格者	41,800	2,200	44,000	○
<b>高所作業車</b> 登録番号：愛基登録教習機 第1237号 	12H	2日	■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方	43,800	2,200	46,000	○
	14H	2日	■自動車免許(普通以上)を有する方 ■車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習を修了された方 ■フォークリフト運転技能講習を修了された方 ■ショベルローダー等運転技能講習を修了された方 ■不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ■車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習を修了された方 ■建設機械施工管理技術検定-第2次検定合格者	45,800	2,200	48,000	○
<b>ガス溶接</b> 登録番号：愛基登録教習機 第1446号 	13H	2日	■受講要件はありません	23,120	880	24,000	○

※**従事した経験を有する者の証明**として、『特別教育修了証明』『事業主経験証明』の添付が必要です。

**特別教育修了証明**とは、該当機種の運転業務に従事するために必要な特別教育を受講した証明書のごとく、教習機関等が教育を実施し交付した『特別教育修了証』または労働安全衛生法第38条による、事業者が実施した教育の記録を残した『特別教育実施記録』のどちらかを提出してください。

**事業主経験証明**とは、事業主は、受講者が該当機種の特別教育修了後にその運転業務に従事した期間の証明として受講申込書の下段にある事業主経験証明書欄へ記入および押印し証明することです。(事業主が受講者の場合は第三者の証明が必要です)

(証明内容) ■特別教育修了日 ■業務従事期間 ■業務経験時使用機種の詳細(メーカー名・型式・機体質量または最大積載量・所有者)

# 受講要件等と受講費用

※すべて消費税込みの金額です。

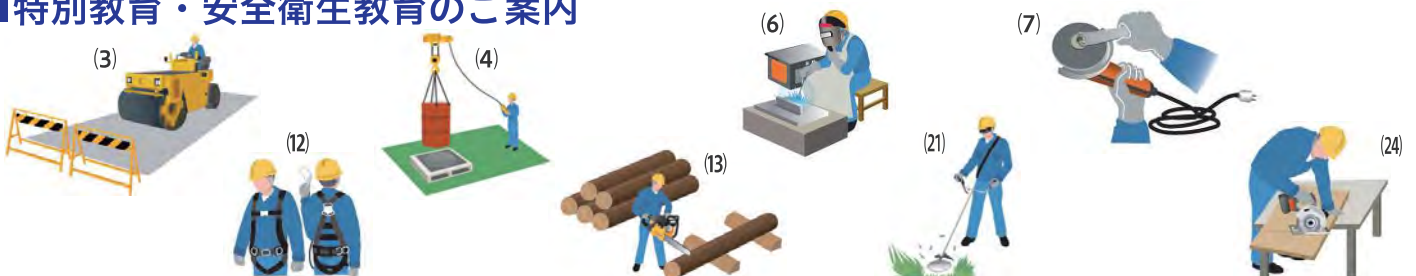
技能講習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)	助成金 対象
<b>小型移動式クレーン</b> 登録番号：愛基登録教習機 第1242号 	16H	3日	■玉掛け技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	36,800	2,200	39,000	○
	20H	3日	■受講要件はありません	40,800	2,200	43,000	○
<b>床上操作式クレーン</b> 登録番号：愛基登録教習機 第1249号 	16H	3日	■玉掛け技能講習を修了された方 ■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	41,295	1,705	43,000	○
	20H	3日	■受講要件はありません	45,295	1,705	47,000	○
<b>玉掛け</b> 登録番号：愛基登録教習機 第1247号 	15H	3日	■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	24,800	2,200	27,000	○
	16H	3日	※16Hコースの方は受講申込書に事業主経験証明が必要です。 ■つり上げ荷重もしくは制限荷重が1t以上のクレーン等の玉掛けの補助作業の業務に6か月以上従事された経験の有する方 ■制限荷重が1t未満の揚貨装置の玉掛けの業務に6か月以上従事された経験の有する方	25,800	2,200	28,000	○
	19H	3日	■受講要件はありません	28,800	2,200	31,000	○
<b>はい作業主任者</b> 登録番号：愛基登録教習機 第1473号 はいとは倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の集積をいう	12H	2日	※21歳以上の方。受講申込書に事業主経験証明が必要です。 ■はい付けたまたは、はいくずしの作業に3年以上従事された経験の有する方	18,405	1,595	20,000	-

免許講習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)	助成金 対象
<b>クレーン運転実技教習</b> 登録番号：愛基登録教習機 第1269号 天井クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、アンローダー、ケーブルクレーン、テルハ、スタッカークレーン、その他	実技	6日	■18歳以上の方	122,000	/	122,000	-
	実技・学科	8日	■18歳以上の方	146,400		6,600	153,000

※受講費用は税込み・テキスト代も含まれております。

区分	No.	種類	コース	日数	講習対象	受講費用 (円)	助成金 対象
特別教育	(1)	小型車両系建設機械(整地等3t未満)の運転の業務	13H	2	機体質量が3t未満の車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務	17,000	○
	(2)	小型車両系建設機械(解体用3t未満)の運転の業務	4H	1	機体質量が3t未満の車両系建設機械(解体用)の運転業務 ※小型車両系(整地等)修了者が対象です	16,000	○
	(3)	ローラーの運転の業務	10H	2	締固め用機械(ローラー)の運転業務	17,000	○
	(4)	クレーン(5t未満)の運転の業務	13H	2	つり上げ荷重が5t未満のクレーン(移動式クレーンを除く)の運転業務	17,000	○
	(5)	高所作業車(2~10m未満)の運転の業務	9H	2	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転業務	20,000	○
	(6)	アーク溶接等の業務	21H	3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	27,000	○
	(7)	研削といしの取替え等の業務(自由研削用)	6H	1	自由研削といしの取替えまたは取替え時試運転の業務	12,000	○
	(8)	酸素欠乏・硫化水素危険作業	5.5H	1	第二種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	12,000	○
	(9)	粉じん作業	4.5H	1	粉じん障害防止規則第2条第1項第3号の特定粉じん作業に係る業務	13,000	○
	(10)	巻上げ機の運転の業務(ウインチ)	10H	2	ウインチを使う業務	20,000	○
	(11)	足場の組立て等の業務	6H	1	足場の組立て等の業務	13,000	○
	(12)	墜落制止器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う業務	6H	1	フルハーネス型墜落制止器具を用いる業務	15,000	○
	(13)	令和2年8月改正 伐木等の業務(チェーンソー)	18H	3	チェーンソーによる伐木等の業務	28,000	○
	(14)	電気自動車等の整備の業務	7H	1	電気自動車整備 ※建設機械、電動式パワertoolsをメイトとした内容です	15,000	○
	(15)	テールゲートリフターの操作の業務	6H	1	貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業	17,000	○
	(16)	電気取扱業務(低圧)(充電器の開閉器の操作業務のみ)	8H	1	電気取扱業務(低圧)(充電器の開閉器の操作業務のみ)	13,000	○
	(17)	石綿使用建築物等解体等業務	4.5H	1	石綿使用建築物等解体等の業務	12,000	○
安全衛生教育	(18)	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育	6H	1	技能講習を修了された方(おおむね5年ごと)	12,000	○
	(19)	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	6H	1	技能講習を修了された方(おおむね5年ごと)	12,000	○
	(20)	玉掛業務従事者安全衛生教育	5H	1	技能講習を修了された方(おおむね5年ごと)	12,000	○
	(21)	刈払機取扱作業安全衛生教育	6H	1	刈払機を使用する作業に従事される方	13,000	○
	(22)	チェーンソー以外の振動工具取扱者に対する振動障害防止のための安全衛生教育	4H	1	チェーンソー以外の振動工具を使用する作業に従事される方	12,000	○
	(23)	職長教育・安全衛生責任者教育	14H	2	労働者を直接指導監督する方、新たに職務につくことになった職長・安全衛生責任者	22,000	○
	(24)	丸のこ等取扱作業従事者に対する安全衛生教育	4H	1	丸のこ等を取扱う作業に従事される方	12,000	○

## 特別教育・安全衛生教育のご案内











# 講習予約から資格取得までの流れ

## 受講コースと日程を選ぶ

- 保有資格や業務経験により受講コース(日数・時間・料金)が異なる場合もあります。見開き頁に記載の**受講要件**をご確認ください。

## 予約する

(申し込み完了ではありません)

≪Webサイト≫

パソコン・スマートフォンで  
24H予約が可能



定員になり次第締め切りとなります。  
空き状況を確認してご予約ください。

<https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/aichi/>

※電話でのご予約は〈平日〉9：00-17：00に対応しております。☎0586-26-4111  
※予約をせずに受講申込書を送付された場合、ご希望の講習日に受講できないこともあります。

## 申し込み

(期限までに必要書類の提出が必須です)

- 予約後10日以内に**受講申込書**および**受講申込書に記載の必要書類**をメール、郵送、Faxまたは窓口持参でご提出ください。※予約が受講開始日の10日前を切っている場合は**郵送以外の方法**で受講開始3日前(土日祝を除く)までにご提出ください。

☆Webサイトで受講申込書を作成された方は、**メールで提出ができます。**

※ただし事業主の証明が必要なコースは除きます。 ※受講申込書はWebサイトからダウンロードも可能です。

## 受講票の受け取り

(申し込み完了)

- 受講申込書等の必要書類提出後、内容を確認し**受講票**をお送りいたします。当日の持ち物および注意事項、写真撮影時(無料)に必要な受講番号を記載しておりますので必ず事前にご確認ください。

\*受講票\*

## 受講費用のお振り込み

(受講票受け取り後)

- 申し込み完了後に振込先をご案内しますので受講開始3日前(土日祝を除く)迄にお振り込みください。

※受講費用未納の方は受講できません。 ※振込手数料はお客様にてご負担願います。  
※振込明細書をもって領収証の発行に代えさせていただいておりますが、希望者には領収証を発行いたします。(原則講習当日発行)

## 受講初日

※持ち物・注意事項は受講票をご確認ください。

- 8時00分**までにご来所ください。(開場：7時30分)  
※**時間厳守**をお願いします。

受講開始後の遅刻・早退・欠席は欠格となり受講費用の返金は致しません。

## 実技時の服装等について

- できるだけ動きやすく作業に適した服を着用し、安全靴か運動靴を履いてください。(ランニング・半ズボン・スカート・サンダル等は禁止です)
- ヘルメットをお持ちの方はご持参ください。お持ちでない方はお貸しします。

## 修了証交付

- 規定の講習時間を受講し、試験に合格すると修了証が即日交付されます。

## 会社へ支給 人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース) 制度のご案内

建設業に携わる中小企業の事業主が従業員の技能向上等のために技能実習を受講させた場合、経費や賃金の一部が助成されます。

《対象となる事業主》

詳細は労働局またはハローワークへお尋ねください

令和5年10月時点

- ◆資本金3億円以下または従業員数300人以下
- ◆雇用保険料率が「建設の事業」の適用を受ける建設事業主
- ◆雇用管理責任者を選任していること
- ◆雇用する建設労働者(雇用保険被保険者)に、有給で受講させる場合  
(所定労働時間外や休日に受講させた場合は、労働基準法に定める割増賃金を支払う、または振替休日を与える等する場合)

建設労働者技能実習コース	経費助成	賃金助成
雇用保険被保険者数 20人以下の中小建設事業主	受講料の75%	一人あたり 日額8,550円
雇用保険被保険者数 21人以上の中小建設事業主	35歳未満 受講料の70% 35歳以上 受講料の45%	一人あたり 日額7,600円
中小以外の建設事業主 女性建設労働者	受講料の60%	なし

助成金制度をご利用の方は、受講申込書提出時に受講申込書の助成金制度の利用に○をしてお申し込みください。